

高山市の建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度について、**令和6年9月1日以降の入札公告若しくは指名通知される案件より、以下のとおり改めることとしました。**

※ 下図の赤字下線部が今回の改正箇所です。

測量業務	建築関係の 建設コンサルタント業務 監理関係の 建設コンサルタント業務	土木関係の 建設コンサルタント業務	地質調査業務	補償関係 コンサルタント業務
<p>○最低制限価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費×0.50 <p>上記合計額×1.10</p> <p>※予定価格の60%~82%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。</p> <p>▼50万円超</p>	<p>○最低制限価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費×1.00 ・特別経費×1.00 ・技術料等経費×0.60 ・諸経費×0.60 <p>上記合計額×1.10</p> <p>※予定価格の60%~81%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。</p>	<p>○最低制限価格</p> <p>※技術経費を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費×1.00 ・直接経費×1.00 ・技術料等経費×0.60 ・諸経費×0.60 <p>上記合計額×1.10</p> <p>※予定価格の60%~81%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。</p> <p>○最低制限価格</p> <p>※技術経費を用いない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費×1.00 ・直接経費×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.50 <p>上記合計額×1.10</p> <p>※予定価格の60%~81%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。</p>	<p>○最低制限価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費×0.80 ・諸経費×0.50 <p>上記合計額×1.10</p> <p>※予定価格の2/3~85%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。</p>	<p>○最低制限価格</p> <p>※技術経費を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費×1.00 ・直接経費×1.00 ・技術経費×0.60 ・諸経費×0.60 <p>上記合計額×1.10</p> <p>※予定価格の60%~81%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。</p> <p>○最低制限価格</p> <p>※技術経費を用いない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費×1.00 ・直接経費×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.50 <p>上記合計額×1.10</p> <p>※予定価格の60%~81%の範囲内で設定 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。 ※各費目の算定は円止めとする。</p>

【歩掛に見積りが使用されている場合】

- 最低制限価格
 - ・下記以外の業務 予定価格の**81%**に相当する額
 - ・測量業務 予定価格の82%に相当する額
 - ・地質調査業務 予定価格の85%に相当する額

※算定式で得られた総額は千円止めとする。

①最低制限価格を下回る入札額の有無



○最低制限価格を下回る入札額は失格となります。

②入札参加資格要件の審査
※ 一般競争入札（事後審査方式）に限る

※ 注意事項

- ・ 予定価格を超えた応札は無効とします。
- ・ 全者が予定超過した場合の再入札も同一の判定をします。
- ・ 複数の業務が組み合わさった業務は、各業務ごとに算定した総額を最低制限価格とします。（各業務ごとの税抜き価格の額で千円止めとします。）

落札者の決定・契約締結